

# 松山藩における衣生活について（第3報）

—— 髪かざり、かぶりもの、傘・笠、はきものの様相 ——

鮎田 崎子

（被服学研究室）

（平成4年10月12日受理）

## I 緒 論

人は被服類を着装して生活している。被服は人の最も身近かな環境を作り出しているものであり、人と密接にかかわって生活が営まれているので、衣の記録を通して人間の生活をとらえることができる。

江戸時代に松山藩において、どのような衣生活が営まれていたかを明らかにするため、松山藩の藩法関係資料をもとに研究を進めてきた。第1報<sup>1)</sup>は着用する被服を中心に、第2報<sup>2)</sup>は被服の繊維、織物を中心に報告した。

本報は装身用具類に視点をあてた。服装は一般に衣服着用のほか、かぶりもの、履物、装身具などを組み合わせることによって構成され、着装効果を高める。松山藩法令には、髪かざり、かぶりもの、傘、はきもの等が登場する。松山藩という社会的枠組みの中で、松山藩に生きた人々がこれらとどのようにかかわっていたかを調べ、当時の衣生活文化の一端を明らかにするものである。

## II 研究方法

資料としたのは「松山藩法令集」<sup>3)</sup>「愛媛県史（資料編）近世上」<sup>4)</sup>「松山市史料集全13巻」の中から「第三巻近世編2」<sup>5)</sup>「第四巻近世編3」<sup>6)</sup>「第六巻近世編5」<sup>7)</sup>「第七巻近世編6」<sup>8)</sup>である。これらに収録された諸法令のうち、被服に関する内容を含む150編<sup>9)</sup>が具体的資料である。

## III 結果と考察

### 1. 装身用具類の種類

諸法令150編に出現した衣服以外の装身用具類を着用者別、禁止・許可・指定別にまとめると表1となる。大別すると、髪かざり、かぶりもの、笠・傘、はきもの、ひも類、袋物となる。これらのうち、出現回数の多い髪かざり、かぶりもの、傘・笠、はきものについて具体的内容を分析する。

全体に禁止項目が多く、当時の支配者は、装身用具類にまで着装上の制限を加えていたこと

表1 装身用具の種類と出現状況

(回数)

種 類	計				武 士				町 人				農 民			
	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計
櫛	10		7	17	3		1	4	2		6	8	5			5
木櫛	3		7	10							5	5	3		2	5
笄	10		7	17	3		1	4	2		6	8	5			5
木笄	3		7	10							5	5	3		2	5
かんざし	10		8	18	3		2	5	2		6	8	5			5
まげくくり	2	2	2	6			2	2					2	2		4
かぶりもの	4	1	4	9	1	1		2	3		4	7				
頭巾	1			1	1			1								
角頭巾		1		1						1		1				
丸頭巾		1		1						1		1				
しころ頭巾	3			3	3			3								
ふくめん		1		1		1		1								
ほうし		1		1		1		1								
手拭	3		2	5	2		2	4	1			1				
くくり手覆		1		1		1		1								
被笠			11	11			3	3			4	4			4	4
笠緒			5	5							2	2			3	3
傘	3			3									3			3
白張傘		1	9	10						1	8	9			1	1
紺紙縁傘	5			5					4			4	1			1
帽子付傘		4		4										4		4
日傘	9	10	4	23	3	1	1	5	3	9	3	15	3			3
無地日傘	1			1	1			1								
印入日傘		10	4	14			4	4		9		9		1		1
印無日傘	6			6					6			6				
浅黄張日傘		2	2	4		1	1	2			1	1		1		1
白張日傘		8		8		1		1		3		3		4		4
紺紙日傘	7			7	2			2	2			2	3			3
鼠色日傘		1		1										1		1
帽子付日傘		1		1										1		1
二重張日傘	1			1					1			1				
草履	5		4	9					5		4	9				
縁付草履	1			1					1			1				
裏付草履	4			4					1			1	3			3
雪踏	3			3									3			3
下駄	8			8					5			5	3			3
表付下駄	2	1		3					2	1		3				
草履付下駄			4	4							4	4				
挽付下駄		5		5										5		5
指下駄木履	4			4					4			4				
高木履	1			1									1			1
はなを	6		4	10					6		4	10				
白足袋			1	1			1	1								
紺足袋			3	3			3	3								
羽織ひも		1		1						1		1				
伊達紐		2		2										2		2
糸紐	1			1	1			1				1				
ぬい糸			1	1			1	1				1				
すげ糸			1	1			1	1				1				
巻物	2	1		3		1		1	2			2				
袋もの	1			1					1			1				
守袋	1			1					1			1				
柄袋		2		2		1		1		1		1				
合 計	120	57	97	274	23	9	23	55	54	27	62	143	43	21	12	76

が知られる。

## 2. 髪かざり

江戸時代には結髪がめざましく発展した。江戸前期には髪形の基礎的なものが完成し、中・後期には、それに工夫・改良を加えた髷が数多く出され、その種類は270-280種にもなった<sup>10)</sup>といわれる。結髪の発展に伴い、髪飾りや小間物など数々の道具を使って髪が結われるようになる。江戸後期には日本髪が完成し、髪形を見ただけで身分、階級、年令、職業がわかるというトレードマーク的役割を果たすようになった。<sup>11)</sup>

表2 髪かざりに関する具体的内容

対象	内容	年	藩主(番号)
家中   女	都 <sub>而</sub> 鼈甲金銀 <sub>之</sub> 櫛笄かんさし堅御停止	1754	定喬 114
	〃	1774	定静 104
	笄簪象牙真鍮鯨 <sub>之</sub> 類 <sub>限</sub> 、櫛 <sub>限</sub> 象牙木 <sub>之</sub> 類相用、まけくゝり <sub>紙限</sub> 候事	1809	定通 ③
	かんさし <sub>真鍮鯨<sub>之</sub>類</sub> 、曲くゝり <sub>紙可</sub> 限事	1810	〃 ④
奉行用人	上下共櫛かうかいかんさし其外価高直 <sub>而</sub> 金銀 <sub>之</sub> 費 <sub>之</sub> 類用捨 <sub>之</sub> 事	1777	定静 128
郷町 <sub>之</sub> 婦女子	鼈甲櫛かうかい金銀かんさし <sub>之</sub> 類 <sub>、</sub> 公儀 <sub>之</sub> 御制禁 <sub>他</sub> 所 <sub>而</sub> 相用候義 <sub>も</sub> 不相成程 <sub>之</sub> 品柄 <sub>付</sub> 、是又取揚 <sub>之</sub> 事	1823	定通 ⑩
町人	櫛笄 <sub>之</sub> 儀、木櫛木 <sub>之</sub> 笄限り、かんさしの儀しんちう限相用可申候、其余鼈甲金銀象牙類都 <sub>而</sub> 紛敷品とも内外一切停止 <sub>之</sub> 事	1829	定通 ⑭
	〃	1840	定穀 ⑤
町方 <sub>之</sub> 者共	〃	1842	〃 ⑬
町人	くしかうかい髪さしの類金 <sub>之</sub> 勿論不相成、鼈甲 <sub>も</sub> 細工入組高直 <sub>之</sub> 品相止櫛代銀百目を限 <sub>、</sub> かうかい髪さし <sub>右<sub>准</sub></sub> 下直 <sub>仕込</sub> 可申事	1842	〃 ⑮
町方 <sub>之</sub> 者共	櫛笄 <sub>之</sub> 儀、木櫛木 <sub>之</sub> 笄限り、かんさしの儀しんちう限相用可申候、其余鼈甲金銀象牙類都 <sub>而</sub> 紛敷品とも内外一切停止 <sub>之</sub> 事	1849	〃 ⑳
	〃	1862	〃 ㉓
百姓分御免無 <sub>之</sub> 者共	櫛笄かんさし金銀鼈甲象牙水牛 <sub>之</sub> 類 <sub>者</sub> 勿論、木櫛 <sub>而</sub> も蒔絵等有 <sub>之</sub> 、都 <sub>而</sub> 価高直 <sub>之</sub> 品可致用捨 <sub>之</sub> 事	1829	定通 ㉔
	〃	1840	定穀 ⑥
	櫛笄髪差金銀鼈甲象牙水牛 <sub>之</sub> 類 <sub>之</sub> 類 <sub>、</sub> 勿論、木櫛 <sub>而</sub> も蒔絵等有 <sub>之</sub> 者 <sub>而</sub> 価高直 <sub>之</sub> 品致用捨 <sub>之</sub> 事	1862	〃 ㉕
百姓	櫛笄髪差曲 <sub>之</sub> 儀、金銀鼈甲水牛象牙 <sub>之</sub> 類 <sub>之</sub> 外見 <sub>之</sub> 事 <sub>但</sub> 曲 <sub>之</sub> 儀 <sub>者</sub> 鹿末絹類見 <sub>之</sub> 、尤櫛笄 <sub>之</sub> 儀 <sub>者</sub> 假令木ぐし笄 <sub>之</sub> 類 <sub>而</sub> も鹿末 <sub>之</sub> 品相用可申事	1858	定穀 ㉖
	〃	〃	〃 ㉗

松山藩法令中に登場する髪かざりは櫛、笄、かんざし、まげくりである。髪かざりに関する具体的内容を表2に示す。

1823(文政6)年以前は武士を対象としたもの、1823年以降は町人や農民を対象としたものになっている。町人や一部の農民階層が次第に経済力を持ち、髪かざり類を多用するようになった時期は1820年代以降であることが読みとれる。

家中に対しては、1754年から1810年の間、4回の法令が出されている。1754年、1774年に籠甲・金・銀製の櫛・笄・かんざしの使用を禁じているが、1809年、1810年には笄・かんざしは象牙・真鍮・鯨の類、櫛は象牙・木の類、曲くりは紙を使うよう指定し、素材を制限するよう変わっている。

町人、農民に対しては、1823年以降、町人に7回、農民に5回の法令が出されている。町人に対しては、櫛・笄は木、かんざしは真鍮に限り、その他は禁止している。1823(文政6)年には「籠甲櫛かうかい金銀かんざし之類、公儀が御制禁、他所に相用候義、不相成程之品柄に付、是又取揚之事」という厳しい内容のものもある。農民に対しては、木櫛を用いることを指定し、木櫛であっても、蒔絵など高価な品は禁止するというように、身分によって少しずつ厳しくなっていることがわかる。

江戸時代、結髪が華やかになり、多種多様な櫛が作られるようになり、江戸中期以後は材質も増え、籠甲・木・象牙・貝・玉・ガラス・金属などが用いられ、形状も角や丸形の棟に蒔絵や透彫をほどこし、贅を尽くしたものが多く作られていた。<sup>12)</sup> 笄は髪を整え頭を搔くための実用品であったが、女子の結髪がさかんになってから櫛とともに髪飾り用として用いられ、材質は木・籠甲・竹・金属・鶴の脛骨・ガラスなどであった。<sup>13)</sup> かんざしは髪刺しからきたものである。江戸時代の結髪の発達とともに髪かざりとして発達した。材質は金・銀・籠甲・象牙・木・ガラスなどで作られた<sup>14)</sup> ようである。

1820年代以降、松山藩においても華やかな髪かざりが市場にでていたことがうかがわれ、藩財政節約のため、それらに制限政策を取っていたことが知られる。

髪かざり類は、材質により籠甲・金・銀、象牙・真鍮・鯨、木という社会的序列がつけられていたことが読み取れる。

### 3. かぶりもの

かぶりものには、笠と頭巾、帽子、手拭がある。笠は傘とともに後述する。頭巾と手拭は男女ともに着用していたが帽子は女性にかざり使用されていた。(表3)

〈頭巾〉 防寒、防暑時の頭部の保護、外出時のほこり除けに用い、時には人目を避けるためにも用いられた。江戸時代には広く流行し、頭巾の種類は30余にも及んだ<sup>15)</sup> といわれる。大別すると、図1<sup>16)</sup> に示すように丸型と角型と長い袖型になる。松山藩法令には、頭巾、丸頭巾、角頭巾、しころが登場する。角頭巾はスミ頭巾<sup>17)</sup> と読む。丸頭巾や角頭巾の後部に首筋を覆うしころ(綴)のあるものをしころ頭巾と言う。

頭巾や三尺手拭、かぶりものが初めて登場するのは、定直の時代(推定1683年)に中間草履取、下女に対するもので、前文から判断すると、材質に絹を禁じたものである。

町人に対しては、1829(文政12)年「……かぶり物(笠緒)ニ至迄、木綿晒ニ限」とし、1829(文政12)、1840年、1849年、1862年と同じ内容で繰り返し公布されている。これらはかぶりものの材質に対する制限であるが、1842(天保13)年には町方の者へ覆面禁止がなされている。

表3 かぶりものに関する具体的内容

対象	内容	年	藩主(番号)
中間草履取等	頭巾絹 <sub>之</sub> 三尺手拭堅無用 <sub>之</sub> 事	(1683)	定直 46
下女	かぶりもの絹 <sub>之</sub> 三尺手拭等右同前 <sub>之</sub> 事	〃	〃 〃
後家尼	かぶり物 <sub>、</sub> 絹類不苦	1736	定喬 30
輕 <sub>キ</sub> 者 <sub>之</sub> 妻子并御家中 <sub>之</sub> 下女	老人歩行たりともふくめんほうしくくり手覆 <sub>之</sub> 儀 <sub>、</sub> 絹類不苦	〃	〃 〃
家中	頭巾 <sub>之</sub> しころかさね多 <sub>、</sub> 目立候模様も有 <sub>之</sub> 候、向後可為無用事	1743	〃 66
	火事頭巾綴、向後は尺短 <sub>、</sub> 致羽織両袖 <sub>之</sub> 紋所見候程 <sub>ニ</sub> 致、尤綴 <sub>江</sub> 紋斗付候様被仰出候	1787	定国 36
	火事頭巾綴短 <sub>、</sub> 致、…綴 <sub>江</sub> 紋斗付候様被出候処、向後綴 <sub>江</sub> 紋斗付候得は尺長短 <sub>之</sub> 儀は緇無 <sub>之</sub> 、尤紋 <sub>之</sub> 外物好 <sub>之</sub> 縫模様等致候は可致用捨旨被出候	1805	定則 19
	十五人格以上旅行 <sub>之</sub> 節、三尺手拭白布晒 <sub>之内</sub> 相用候様并右以下組付 <sub>之</sub> 者共染地 <sub>ニ</sub> も勝手次第 <sub>之</sub> 旨、寛政三亥年御沙太有 <sub>之</sub> 候処、向後組付又 <sub>者</sub> 又 <sub>者</sub> 至迄白三尺手拭相用可申事	1816	定通 ⑥
町人男女	上下共何によらず木綿布晒 <sub>ニ</sub> 限るへし(少し <sub>之</sub> 裏襟袖口帯)かぶり物(笠緒) <sub>ニ</sub> 至迄、木綿晒 <sub>ニ</sub> 限相用可申事	1829	定通 ⑳
	〃	1840	定殺 ⑤
町方 <sub>之</sub> 者共	近来面躰 <sub>を</sub> 隠し頭巾 <sub>を</sub> 拵、途中 <sub>ニ</sub> もかぶり候者数多有 <sub>之</sub> 、奉行所尋者 <sub>ニ</sub> 紛敷候間、前々 <sub>が</sub> 有 <sub>之</sub> 候丸頭巾角頭巾 <sub>之</sub> 外一切かぶり申間敷候、右 <sub>ニ</sub> 趣先年相触候処、近頃又々面躰 <sub>を</sub> 隠し異風 <sub>之</sub> 頭巾 <sub>を</sub> かぶり候もの有 <sub>之</sub> 段相聞、不埒 <sub>之</sub> 次第、左様 <sub>之</sub> 者有 <sub>之</sub> 間敷事 <sub>ニ</sub> 候、依 <sub>之</sub> 以来面射 <sub>を</sub> 隠し候頭巾 <sub>を</sub> かぶり歩行候者有 <sub>之</sub> おいて、屋敷 <sub>ニ</sub> も廻 <sub>之</sub> 者見掛次第頭巾 <sub>を</sub> とらせ名前等も承糺、疑敷もの <sub>ニ</sub> 候、召捕届 <sub>ニ</sub> 不及、町奉行 <sub>江</sub> 可被相渡候、尤咎違者不苦候、右 <sub>ニ</sub> 通享和元酉年中相触候処、近来男女共頭巾冠候上、手拭 <sub>ヲ</sub> 以鼻口 <sub>を</sub> 掩 <sub>ひ</sub> 後 <sub>ニ</sub> も結 <sub>ひ</sub> 下 <sub>ケ</sub> 、面躰 <sub>を</sub> 隠し往来いたし右風儀武家 <sub>へ</sub> も押移候哉 <sub>ニ</sub> 相聞、風俗 <sub>ニ</sub> 拘 <sub>リ</sub> 如何 <sub>之</sub> 事 <sub>ニ</sub> 候、以来右躰 <sub>之</sub> 者見掛候、前条 <sub>之</sub> 通相心得、疑敷もの <sub>ニ</sub> 候、召捕町奉行 <sub>江</sub> 可被用渡候	1842 (天保13)	〃 ⑩
町人男女	上下共何によらず木綿布晒 <sub>ニ</sub> 限るへし(少し <sub>之</sub> 裏襟袖口帯)かぶり物(笠緒) <sub>ニ</sub> 至迄、木綿晒 <sub>ニ</sub> 限相用可申事	1849	定殺 ㉕
	〃	1862	〃 ㉓

「近来、面躰<sub>を</sub>隠し頭巾<sub>を</sub>拵、途中<sub>ニ</sub>もかぶり候者数多有<sub>之</sub>、奉行所尋者<sub>ニ</sub>紛敷候間、前々<sub>が</sub>有<sub>之</sub>候丸頭巾角頭巾<sub>之</sub>外一切かぶり申間敷候」に始まる。これは、幕府が1743(寛保3)年に公布した覆面禁止令<sup>18)</sup>と同じ文面である。丸頭巾、角頭巾が許され、それ以外のものは一切禁止されている。松山藩の御触書は「(覆面禁止)を先年触れたところ、近頃また面躰を隠し、異風の頭巾をかぶる者あり、……不埒次第……見かけ次第頭巾をとらせ名前等も承糺し……疑わしい者は町奉行所へ渡す」と厳しい内容がつづく。更に、「右の通り、享和元年(1801)に触れたところ、近来、男女共、頭巾をかぶった上、手拭で鼻口を掩い後ろで結び、面躰を隠して



図1 頭巾  
注) 江戸服飾史, 服装大百科事典より引用

往來いたす風俗が武家へも押移ったようで……疑わしいものは、召し捕え、町奉行所へ「渡す」とつづく長い文面となっている。1842(天保13)年の触書であるが、文面から覆面禁止はこれまでに3回出ており、これらをまとめて、再度触れたものである。

松山藩においては、1800年頃から1840年代にかけて、頭巾による覆面が広がっていたものと思われる。幕府法の覆面禁止令を受けたものが、松山藩においては約50~60年後に公布されていることが注目される。この時差は服飾文化が地方へ伝播し、模倣され、社会的意味を持つに至るまでの時間的、空間的距離を示すものであると考えられる。

しころ頭巾については1743, 1787, 1805年の3回、家中を対象に触れられている。いずれも火事装束のしころ頭巾に関するもので、しころの重ねが多く、また、丈の長いもの、目立つ模様入りが出回っていたことが知られる。これらを禁じ、丈を短く、しころには紋だけ入れるよう指示されている。

〈帽子〉 江戸時代の帽子は綿帽子やそれらに類する女性のかぶりものことである。当時の綿帽子は丸い形の丸綿や舟の形に似た舟綿といわれるもの<sup>19)</sup>で、額や頬に当てる付け方であった。

1736(文政12)年に、後家尼、軽き者の妻子や家中の下女に対して「ふくめんぼうしくくり手覆は絹類苦しからず」とある。綿帽子のワタはマユから製したマワタである<sup>20)</sup>ので、当然のことながら「絹類苦しからず」となる。材質の許可内容として1回登場するのみであり、規制の対象にはなっていなかった。

〈ふくめん〉 面部を隠す風俗で、1736年に帽子とともに出現し、絹類を許可している。江戸初期には笠の下に手拭をかぶってふくめんにした。また、頭巾や帽子にも覆面用のものが多かった。<sup>21)</sup>幕府法においても、また、松山藩においても覆面を禁じているが、繰り返して発令されていることから、覆面の風俗は根絶しなかったと思われる。

〈手拭〉 覆面や頬かぶりに、古来、多く手拭が用いられ、頭巾や帽子にも関連をもつものであった。五尺手拭とか四尺手拭とかの長いものも使われていた<sup>22)</sup>が、江戸時代は、三尺(90cm)ほどの長さのものが使われ、手拭のことを三尺というようになった。<sup>23)</sup>

手拭の禁止項目3回のうち、2回は1683年、武士階級への絹の三尺手拭を禁じたもの、1回

は1842年に町人の手拭による覆面を禁じたものである。前述のごとく、頭巾を被ったうえに手拭で鼻口を覆うような使い方を禁じている。それ以外の禁令は見当たらない。

手拭の様子は型染めか絞り染めによる地白に藍染めか、藍地に白抜きの模様で、豆絞りなどの単純なものが多かった。<sup>24)</sup> 1816年、家中に対して、旅行の節は白の三尺手拭を用いるようにと指定が見られることから、松山藩においても、染め手拭が広く使われていたことが推測できる。

江戸時代に各地で綿の栽培が盛んとなるにつれ、手拭が庶民の手の届く布<sup>25)</sup> となり、三尺の小切れが帯になったり、たすぎになったり、頭巾になったり、手拭になったりして様々に使われ、変幻自在な変化を楽しみ、愛用されていたものと思われる。

#### 4. 笠・傘

笠は傘や日傘とともに出現する。傘には雨除けと日除けの二種がある。日傘と明記したものと傘及び雨傘を区分し、傘・笠、日傘・笠に関する具体的内容を表4、5に示す。

〈笠〉 藁や菅・竹など植物性の材料で低円錐形に作り、紐など付けてかぶり、雨雪を防ぎ、日光を除け、顔面を隠すために使われた。組織により、編み・組み・縫い・押え・張りの5種類があった。江戸時代には男女にわたって広く用いられた。<sup>26)</sup> (図2)<sup>27)</sup> 生活必需品として用いられていたため、松山藩では禁止の対象になっていない。傘が用いられるようになって、傘や日傘よりも、被笠を使用するよう指定しているのが1778年以降である。傘が広まってきた時期は、この年代以降と考えられる。

〈笠緒〉 笠緒も形や材質がいくつかあり、変化した。江戸では正徳(1711~15)頃から上流は黒絹の綿入れ、中流は晒のもの、中流以下は晒木綿を用いていた。<sup>28)</sup>

松山藩では、町人に対して、1829、1849年に笠緒に木綿晒を用いるよう指定している。

〈傘〉 古くは、布帛を張った長柄傘が貴族や僧侶に、鎌倉・室町時代には紙張りの傘が公家や大名・僧侶の間に用いられるようになっていた。一般庶民は蓑笠を着けて雨雪を防いでいたが、傘が広く民間に行われるようになったのは江戸時代からである。元禄(1688-1704)頃から蛇の目傘が、ついで骨太な大黒屋傘、柄を藤巻きにした紅葉傘、細骨の細傘などが流行した。これらの傘に対して日傘も用いられるようになり、延宝から貞享(1678-88)の頃には、婦女子の間に絵日傘が流行した<sup>29)</sup> という。

松山藩において、傘に関する内容を含む法令が出現するのは、1829(文政12)年に始まり、1862年までの約30年間にわたる。雨除け用の笠から雨傘へと変化していくのが1700年代末期と思われるが、1829年に、役人庄屋類の外に対して「雨羽織下駄傘無用之事」と触れており、役人庄屋類の外の農民には、この時期にも雨傘を禁じ、笠を使用するよう指定している。1840(天保11)年には、やむを得ない外出時は、帽子付の傘は見逃されるようになっている。町人に対しては、1829年以降、紺紙縁傘を禁じ、白張傘を使用するよう触れている。1840、1849、1862年にも同様の触れが繰り返されている。1842年には、「白張傘を見逃したところ、白張傘の内側に紺紙を二重張りにして用いているが心得違いである」という触れもみられる。

雨用傘についての触れは、町人、農民に対してのみで、武士に対しての制限はない。雨傘は日傘に比し、必要度が高く、法令の数は少ない。

〈日傘〉 日傘に関しては、武士、町人、農民全般にわたるが、医師・出家・社人・山伏・検校・勾当の類を対象としたものが多い。

表4 傘・笠に関する具体的内容

対象	内容	年	藩主(番号)	
町人	紺紙縁傘之儀、町人之分令停止候間向後白張之傘限、相用可申事 附、異形之分、当時迄之通、其余右家内、白張限、可申事	1829	定通 ㉔	
	〃	1840	定穀 ⑤	
	〃	1849	〃 ㉕	
	〃	1862	〃 ㉞	
	男子 女子	被 <sub>レ</sub> 笠 白張傘見逃有之候処、近来白張内側紺紙 <sub>二</sub> 重張白傘相用候向有之趣、心得違 <sub>二</sub> 至差留候事	1842	〃 ⑫
大庄屋始庄屋格迄	紺紙縁之雨傘不相成候、白張相用可申事	1862	定穀 ㉚	
役人庄屋類之外	雨羽織下駄傘無用之事	1829	定通 ㉓	
	〃 但無抛往来之節挽付下駄帽子付傘見逃可申、勿論役掛江覆懸中間敷事	1840	定穀 ⑥	
	〃	1862	〃 ㉜	
百姓	男女	無抛往来之節、ぼうし付傘見逃之事	1858	定穀 ㉞
	〃	〃	〃 ㉟	

表5 日傘・笠に関する具体的内容

対象	内容	年	藩主(番号)
御家中之面々	日傘相用候儀向後不相成	1800	定国 167
大小姓以上之牢人	日傘相用候儀不相成	1843	定穀 ㉑
婦人并隠居7歳以下之男子	日傘相用候儀向後不苦	1800	定国 167
婦人并70歳以上7歳以下之男女	浅黄張之日傘相用可申、紺紙之日傘不相成候事	1843	定穀 ㉑
末寄合以下老人小児	日傘御法度 無抛傘を用候 <sub>レ</sub> 、駈 <sub>レ</sub> 目立候印入之日傘を相用可申、無地之日傘不相成候	1778	定静 132
末寄合以下(并百姓町人)	安永七戌年被仰出候通弥以相守可申事、尤当時迄印入之日傘相用候向難目立印 <sub>レ</sub> 付候者、間々有之紛敷事 <sub>二</sub> 有之候、当時迄印入之日傘相用 <sub>レ</sub> 分向後紺紙傘用候儀不相成候間、色替 <sub>レ</sub> 日傘相用可申	1800	定国 167
末寄合以下十五人以上牢人、70歳以上7歳以下	無抛日傘を相用候 <sub>レ</sub> 、浅黄張之日傘相用候儀不苦、右余一円不相成候事	1843	定穀 ㉑
無格組付之者7歳以下之小児	駈 <sub>レ</sub> 目立候印入之日傘を相用候儀、不苦	1778	定静 132
右年来以上之者男女共	被笠を相用、日傘は一円御停止	〃	〃 〃



松山藩における衣生活について (第3報)

対 象	内 容	年	藩主(番号)
無格組付之類牢人7歳以下之小児	白張之日傘相用候儀見逃之事	1843	定殺 ㉑
又者之類7歳以下之小児	朧目立候印入日傘相用, 其余は被笠を用可申	1778	定静 132
御目見申上候陪臣之分極老小児	無抛日傘を相用候儀, 朧目立候印入用可申	"	" "
檢校勾当之類	朧目立候印入之日傘は見逃候, 其余一円被笠を用可申, 家内之者共一円無印之日傘は御領法之儀堅不相成	1778	定静 132
医師	日傘相用候儀も不苦候	1821	定通 ㉑
出家社人医師山伏檢校勾当 (御目見仕候分) (末御目見不仕候, 出家社人山伏で代 々御目見仕来候 類并檢校勾当)	御目見仕候分, 当時迄之通 其余右家内之者共一円印無之日傘御領法之儀堅不相成候事 但, 日傘相用候儀見逃候, 家内之分、朧目立候印入之日傘相用候儀勝手次第之事	1829	" ㉑
"	"	1840	定殺 ㉑
出家社人医師山伏之内御目見申上候分并檢校勾当	当時迄之通	1843	" ㉑
上家内并御目見不申上候, 上類之者家内, 座頭替女	浅黄張之日傘之外堅不相成候	"	" "
修験之内 町役相勤候故を以御目見申上候類	紺紙之日傘相用候儀不相成候事	"	" "
座頭共之家内	日傘相用候儀不相成	"	" "
7歳以下之小児	白張之日傘相用候儀, 見逃事	"	" "
出家社人医師山伏檢校勾当 (御目見仕候分) (末御目見不仕候, 出家社人山伏で代 々御目見仕来候 類并檢校勾当)	当時迄之通 其余右家内之者共一円印無之日傘御領法之儀堅不相成候事 但, 日傘相用候儀, 見逃候, 家内之分、朧目立候印入之日傘相用候儀勝手次第之事	1849	定殺 ㉑
"	"	1862	" ㉑
御目見致候社人医師山伏并住職致々出家檢校勾当	日傘之儀当時迄之通	"	" ㉑
修験共之内 村役町役相勤候故を以御目見申上候類	紺紙之日傘相用儀不相成候事	"	" "
家内	色違之日傘見逃之事	"	" "
御目見不致社人医師山伏	"	"	" "
家内并逃女座頭	"	"	" "

対象	内容	年	藩主(番号)
町人 7歳以下之小児	睨と目立候印入之日傘を見逃候其余一円被笠相用可申事	1829	定通 ④
〃	〃	1840	定穀 ⑤
婦人子供	白張日傘之義、御免と申、無之候得共格別各方も無之	〃	〃 ⑦
下男子分	一円日傘不相成候事	〃	〃 〃
7歳以下之小児	睨と目立候印入之日傘を見逃候其余一円かふり笠相用可申事	1849	〃 ⑮
女	白張日傘御目逃之処、此度も同様、御座候哉之事	〃	〃 〃
〃	日傘寅歳被仰出之通之事	〃	〃 〃
男女	…、少し之裏襟、袖口帯かむり物笠緒、至迄、木綿晒、限、相用可申事	1849	定穀 ⑮
〃	〃	1862	〃 ⑳
7歳以下之小児	睨と目立候印入之日傘を見逃候其余一円被笠相用可申事	〃	〃 〃
百姓町人、7歳以下之小児	〃	1778	定静 132
其余右家内之者共迎	一円無印之日傘は御領法、而堅不相成	〃	〃 〃
百姓町人	安永七戌年被仰出候通弥以相守可申事、尤当時迄印入之日傘相用候向難目立印を付候者も、間々有之紛敷事、有之候、当時迄印入之日傘相用来、分向後紺紙傘用候儀不相成候間色替之日傘相用可申	1800	定国 167
百姓分御免無之者	紺紙者勿論、色違、而も相用申間敷、無抛往来之節、鹿抹成被笠相用可申候 但、紐逆も絹類無用之事	1829	定通 ⑲
女子供	紺紙者勿論、色違、而も相用申間敷、鹿抹成被笠相用紐逆も絹類無用之事 但、女子供無抛往来之節者、白張日傘相用候儀見遁可申事	1840	定穀 ⑥
〃	〃	1862	〃 ④⑤
大庄屋格以上之家内	鼠色又者浅黄色日傘見逃之事	1858	定穀 ④⑦
大庄屋家内始庄屋格 下々迄	白張日傘見逃之亘	1862	〃 ④⑧
百姓 婦人	白張日傘見逃之事	1858	定穀 ④⑥
〃 〃	〃	〃	〃 ④⑦
百姓共 男女	帽子付日傘紙者挽付下駄見逃事	1862	〃 ④⑨

日傘が登場するのは1778年に始まる。「日傘御法度」「被笠を相用、日傘は一円御停止」とあり、新しい品物を押え、これまで用いていた被笠を使用させようとしている。その後、日傘の使用が許可されても浅黄張の日傘、白張の日傘、目立つ印入りの傘ならよいと条件指定している。紺紙の日傘は、1800年に武士、町人、農民に対して禁止し、その後も禁止となっている。

青紙の日傘は、江戸において、天文年間（1736-40）に踊り子がさしはじめて大流行となった。<sup>30)</sup> 幕府法では、寛延2年（1749）に青紙日傘の禁止令を出している。「人込みの中ではよくない。異様なものである」とし、翌3年にも2回禁令が出ており、風俗取り締まり上、かなり問題視されていた<sup>31)</sup> ようである。

また、年齢・性別による制限があり、婦人、隠居（70歳以上）、7歳以下の小児には日傘の使用が許されている。

町人に対しては、女子供に日

傘の使用が認められている。1778（安永7）年、無格組付の者7歳以下の小児は、「睨目立候印入之日傘を相用候儀は不苦」、それ以外の町人は「被笠を相用、日傘は一円御停止」、1843（天保14）年、婦人及び70歳以上7歳以下の男女は、「浅黄張之日傘相用可申、紺紙之日傘、不相成候事」「白張之日傘相用候儀見逃之事」とある。7歳以下の小児は、しかと目立つ印入り、婦女子は浅黄張、白張日傘という条件付きである。

農民は紺紙日傘はもちろんのこと、色違いでも禁止され、髷抹な被笠を用いることが指定されている。女子供に限って、白張の日傘を用いることが1840（天保11）年に許されている。1862（文久2）年には、大庄屋の家内より庄屋格は白張日傘は見逃され、百姓は帽子付の日傘の紙のものは許されている。

以上のことから、江戸で流行し、1749（寛延2）年に使用禁止となった青紙日傘は、松山藩では、1800年頃から流行したと考えられる。日傘は1778年以降盛んに使われ、禁止令や制限令が繰り返し出されても、押さえきれない状況になっていたと考えられる。日傘には鼠色、浅黄張、白張、無印、印入、紺紙、紺紙縁、帽子付、二重張等の種類があったことが明らかである。

## 5. はきもの

〈草履・下駄〉 江戸期は町人階級の勃興にともなって、草履・下駄・足袋の類が著しく発達をとげた時代<sup>32)</sup> である。草鞋・草履など鼻緒履物類の着用は鎌倉・室町時代に武家階級の活動とともに盛んになり、広く一般民衆の間にも履物着用の風が普及していた。<sup>33)</sup>

松山藩法令に登場する履物は草履、縁付草履、裏付草履、雪踏、下駄、表付下駄、草履付下駄、挽付下駄、指下駄、木履である。（表6、図3<sup>34)</sup> 参照）1829年から1862年の間に13回の法令が出されている。すべて町人、農民対象のものであり、武士対象のものはない。

町人に対しては縁付草履、表付下駄、指下駄木履を、農民に対しては裏付草履、雪踏、高木履を禁じている。

また、町人に対しては革はなお付以下の草履、草履付下駄を許可し、農民に対しては「無扨

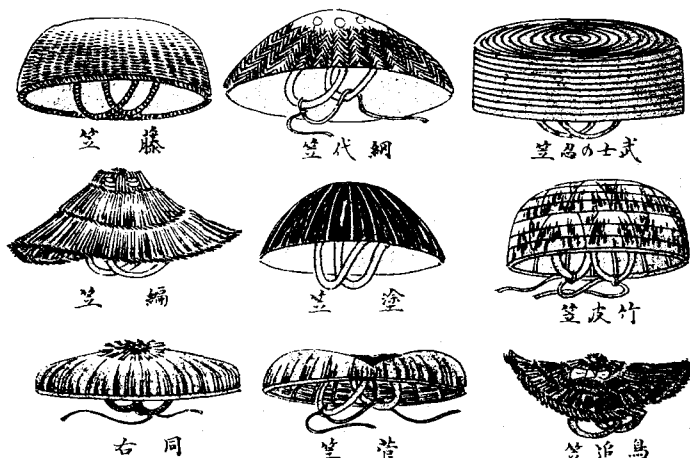


図2 笠  
注) 日本風俗史全より引用

表6 はきものに関する具体的内容

対 象	内 容	年	藩主(番号)
召仕 <sub>之</sub> 者之内 手代分 其外下男小者	草履 <sub>并</sub> 草履付下駄 <sub>之</sub> 義、革はなを付以下 <sub>之</sub> かきり相用可申候、其余指下駄木履 <sub>并</sub> 絹はなを付 <sub>之</sub> 下駄草履共一切無用 <sub>之</sub> 事	1829 (文政12)	定通 ⑭
	〃	1840	定殺 ⑮
町方 <sub>之</sub> 者共	草履 <sub>并</sub> 裏付草履下駄共はなを天鷲絨真田、都 <sub>需</sub> 絹織 <sub>之</sub> 物付候品、子供至込売買差留候事 但し縁 <sub>り</sub> 付 <sub>之</sub> 品本文同断 <sub>并</sub> 下駄表付同断 <sub>之</sub> 事	1842	〃 ⑬
男女共	男女共表付下駄 <sub>并</sub> 縁付草履一切不相成候事 但し引寿 <sub>り</sub> 下駄 <sub>之</sub> 儀、表付 <sub>之</sub> 品も格別 <sub>之</sub> 事	1842	〃 ⑭
町人	くしかうかい髪さしの類金 <sub>并</sub> 勿論不相成、籠甲 <sub>も</sub> 細工入組高直 <sub>之</sub> 品相止、櫛代銀百目 <sub>を</sub> 限 <sub>り</sub> かうかい髪さし右 <sub>之</sub> 准 <sub>下</sub> 直 <sub>仕</sub> 込可申事 但、鬘結 <sub>之</sub> 縮緬 <sub>之</sub> 色切 <sub>り</sub> こしらへ、又、女子用 <sub>の</sub> 候はきもの鼻緒等高直 <sub>之</sub> 品売買致間敷事	1842	〃 ⑰
召仕 <sub>之</sub> 者共手代分 其余下男小者等	草履 <sub>并</sub> 草履付下駄 <sub>之</sub> 義、革はなを付き以下 <sub>之</sub> かきり相用可申候、其余指はま木履 <sub>并</sub> 絹はなを付 <sub>之</sub> 下駄草履共一切無用 <sub>之</sub> 事	1849	〃 ⑳
〃	〃	1862	〃 ㉑
役人庄屋類 <sub>之</sub> 外	袴雨羽織下駄傘無用 <sub>之</sub> 事 但庄屋役人たりとも高木履裏付草履雪踏等無用 <sub>之</sub> 事	1829	定通 ㉒
	雨羽織下駄傘無用 <sub>之</sub> 事 但、無抛往来 <sub>之</sub> 節、挽付下駄帽子付傘見込可申、勿論役掛 <sub>江</sub> 履掛申間敷事	1840	定殺 ㉓
百姓 女子	裏付草履雪踏堅無用 <sub>之</sub> 事	1840	定殺 ㉔
百姓	百姓分無抛往来 <sub>之</sub> 節、挽下駄ぼうし付傘見込 <sub>之</sub> 事	1858	〃 ㉕
百姓 男女共	男女共無抛往来 <sub>之</sub> 節、挽下駄ぼうし付傘見込 <sub>之</sub> 事	〃	〃 ㉖
百姓共 男女	帽子付日傘紙 <sub>并</sub> 挽付下駄見込 <sub>之</sub> 事	1862	〃 ㉗
	裏付草履雪踏堅ク無用 <sub>之</sub> 事	1862	〃 ㉘
役人庄屋類 <sub>之</sub> 外	役人庄屋類 <sub>之</sub> 外雨羽織下駄傘無用 <sub>之</sub> 事 但、無抛往来 <sub>之</sub> 節挽付下駄帽子付傘見込可申、勿論役掛 <sub>江</sub> 履懸申間敷事	1862	〃 ㉙

表7 足袋に関する具体的内容

対 象	内 容	年	藩主(番号)
家中 御供の面々も	出火 <sub>之</sub> 付欠付 <sub>并</sub> 御供 <sub>之</sub> 節紺足袋相用候事	1800	定国 ㉚
袴着用 <sub>之</sub> 分	旅行 <sub>之</sub> 節袴着用 <sub>之</sub> 分は紺足袋相用可申事	1803	〃 204
江戸御供在番 他所御使者等	惣 <sub>需</sub> 旅行 <sub>之</sub> 節当時迄袴着用 <sub>之</sub> 分、紺足袋相用候処、向後白足袋相用可申事 但、御道中御駕供 <sub>之</sub> 面々草鞋掛は紺相用可申事	1816	定通 ㉛

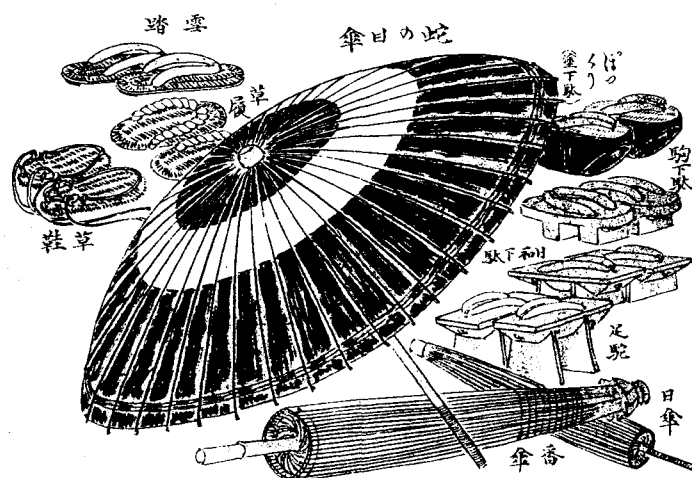


図3 傘と履物  
注) 日本風俗史全より引用

往来之節、挽付下駄ぼうし付き傘見逃之事」とある。

縁付草履は台の周縁を革や天鷲絨ではったもの、裏付草履は裏に皮を張ったもので、鼻緒に天鷲絨・絹・縮緬などが用いられるようになり、江戸では、ついに、寛延3年にその禁止が命ぜられた<sup>35)</sup>という。

寛延3年は1750年である。松山藩において、革はなお以下の下駄・草履に限り許可し、絹はなお、天鷲絨真田、絹織物付の草履・下駄を禁止する法令は、1829, 1840,

1842, 1849, 1862年に繰り返し出されており、江戸との差が現れている。

雪踏は草履の裏底に革をはり、水分や湿気がしみとおらぬよう工夫されたもので、粋なものとしていた。

下駄には台部に歯をつくる駒下駄、差し歯する日和下駄、釘木履などがあつた。草履付下駄は草履に下駄を打ち付けたもので、草履を打ち付けないのを駒下駄といい、漆塗りにして婦女子用に供された。挽付下駄（引付下駄）は、材をのこぎりで切り込んで歯を付け、表付きにした駒下駄<sup>36)</sup>で、松山藩では、農民がやむを得ない外出の節という条件で許可されている下駄である。

多様な草履や下駄が松山藩の町人、農民にも、1829年以降使用されるようになっていた様子が読み取れる。しかし、江戸時代は草履・下駄及び傘が普及したとはいえ、松山藩の農村地帯において、それらが何事もなく使用できる社会的状況にはなっていなかったようである。

〈足袋〉 江戸時代初期には革製が多かったが、明暦以後、木綿地を糸で刺した足袋がおこり、雲斎織などの布が用いられた。色は紫、黄、白、無地染めが多く、染め分けや小紋などもあつた。<sup>37)</sup> 江戸中期の享保に、吉宗が鷹狩りに紺足袋を履いたので、それが武家風俗に入り、町人もまねするようになった<sup>38)</sup>という。

松山藩における足袋に関する法令は、江戸後期の1800, 1803, 1816年に出されている。(表7) 武士に対して、紺足袋の使用を指定し、1816年には、白足袋も用いられるようになったが、草鞋掛けで汚れる場合は、紺足袋を用いるように指定している。町人や農民は足袋を履かない生活をしてきたため、武士階級を対象とした規制のみになっている。

## 6. 被服に関する諸法令と装身用具類・階級別関係

以上の装身用具類が出現した諸法令と諸法令が対象とした階級との関係をまとめると表8となる。

諸法令に具体的内容として登場する最初のものは、かぶりものである。1683年に始まり、1700

年代から1816年まで、武士を対象として発令されている。次いで、髪かざりが1754年より現れ、1810年までは武士を対象とし、1823年以降は町人、農民を対象としたものになっている。日傘は1778年に始まり、武士、町人、農民を対象としている。1821年以降は町人、農民対象である。傘とはきものは1829年以降に農民、町人を対象としたものになっている。

これらの諸法令の発令された年代は、松山藩に住む人々が装身用具類を使用し、それが社会的意味を持ってきた時期と考えることができる。日傘は実用性の高い傘・雨傘より、約50年早

表8 被服に関する諸法令と装身用具別・階級別関係一覧

年号	西暦	藩主(番号)	法 令	髪かざり	かぶりもの	傘	日 傘	はきもの
(天和3)	(1683)	定通 46	覚(公儀・衣類触書)		武			
元文1	1736	定喬 30	被仰出(衣類改についての布達)		武			
寛保3	1743	定喬 66	従公儀被仰出(火事装束についての布達)		武			
宝暦4	1754	114	被仰渡(家中衣類及び集会等について規定)	武				
安永3	1774	定静 104	被仰聞(諸規定の遵守について通達)	武				
6	1777	128	内制之書付(奉行用人の衣服について内規)	武				
7	1778	132	被仰出(衣類および日傘について通達)				武, 町, 農	
天明7	1787	定国 47	目付触(火事頭巾等について通達)		武			
寛政12	1800	167	被仰出(家中日傘使用について通達)				武, 町, 農	
文化2	1805	定則 19	日付触(火事装束について通達)		武			
6	1809	定通 ①	被仰出(藩主への忠節について)	武				
7	1810	④	御年限中内制(儉約令)	武				
13	1816	⑥	御触(旅行の節の衣類)		武			
文政4	1821	⑨	御触(日傘について)				町	
6	1823	⑩	御触状(御制禁の品々について)	町				
12	1829	⑳	諸頭召 <sub>ニ</sub> 於大広間御月番長沼吉兵衛殿被仰渡	町				
	"	㉓	被仰出候御法制写書(役人の儉約の心得, 衣食住に関するとりきめ)		農		農	農
	"	㉔	御触状(儉約令)		町	町	町	町
天保11	1840	定毅 ⑤	御触状(町奉行所より衣服等についてのとりきめ)	町	町	町	町	町
	"	⑥	御書出(衣食住に関するとりきめ)		農	農	農	農
	"	⑦	御触状(白張日傘について)				町	
13	1842	⑫	儉約御触写			町		
	"	⑬	御触状(儉約令)	武				町
	"	⑭	大年寄類格以下 <sub>正</sub> 組触					町
	"	⑮	御触状	町				
	"	⑯	御触書(頭巾の禁止令)		町			
	"	⑰	御触書(風俗に関するとりきめ)					町
14	1843	㉑	御触状(日傘について)				武, 町	
嘉永2	1849	㉕	御触状(儉約令)	町	町	町	町	町
安政5	1858	④⑥	御触書(儉約令)		農	農	農	農
	"	④⑦	御触書(改方心得)		農	農	農	農
文久2	1862	③⑧	御触状(儉約令)	町	町	町	町	町
	"	④②	御触書(改方心得)			農	町, 農	農
	"	④⑤	御触書(5ヶ年間の儉約令)		農		農	農

注) 武(武士), 町(町人), 農(農民)階級に対する内容を含むことを示す。

く社会的様相を呈していたと考えられる。また、表1からもわかるように、装身用具類は武士階級より、町人・農民階級を対象とした法令が多く、用具別出現回数も多い。松山藩において、一般庶民が経済力を持ち、用具類で装身を楽しむ生活ができるようになったのは1820年代以降と考えられる。

#### Ⅳ 要約・結論

松山藩の被服に関する諸法令を通して、松山藩における衣生活を明らかにすることを試みた。本報は装身用具類の側から分析した結果である。

○江戸時代、松山藩において髪かざり、かぶりもの、笠・傘、はきもの、ひも類、袋物等が使用されたが使用禁止や条件つき許可等の制限が加えられていた。

○髪かざりには、櫛、笄、かんざし、まげくくりがある。制限令は1823（文政6）年以前は武士階級に、それ以降は町人・農民階級を対象としている。

○武士階級に対しては鼈甲・金・銀製の櫛・笄・かんざしの使用禁止、笄・かんざしは象牙・真鍮・鯨の類、櫛は象牙・木の類、曲くくりは紙と指定している。町人には櫛・笄は木、かんざしは真鍮、農民には木櫛の使用を指定し、身分による材質の制限が加えられていた。

○かぶりものには頭巾、手拭、帽子がある。武士、町人に対する法令があり、農民に対するものは見られない。

○頭巾の種類は30余に及んだといわれるが、松山藩法令には頭巾、丸頭巾、角頭巾、しころ頭巾が登場する。頭巾は全期を通して使用されていた。

○1842（天保2）年に町人に対する覆面禁止令がある。丸頭巾、角頭巾が許され、それ以外は一切禁止である。更に、異風の頭巾や頭巾を被った上に手拭で鼻口を覆う風俗を禁じており、1800～1840年代にかけて頭巾による覆面が広がっていたと考えられる。

○家中が使う火事装束のしころ頭巾はしころの重ねが多く、丈の長いもの、目立つ模様入りが出回っていた。丈を短く、しころに紋だけ入れるよう指示されている。

○帽子は女性のかぶり物で真綿から作られる絹類が許され、規制の対象になっていない。

○町人の手拭による覆面を禁じたものがあるが、一般に手拭の使用制限は少ない。白手拭のほか染め手拭も広く使われ、手拭のもつ変幻自在な変化を楽しみ、愛用されていた。

○笠は男女に広く用いられ、禁止の対象になっていない。傘や日傘より被笠を使用するよう指定しているのは1778年以降であり、傘が広まってきた時期と考えられる。

○笠緒にも制限があり、町人は木綿晒を用いるよう指定している。

○雨傘に対する制限は町人、農民に対して、1829（文政12）年以降にみられる。

○日傘に対する法令は武士、町人、農民全般にわたり、医師・出家・社人・山伏・検校・勾当の類を対象としたものが多い。

○日傘には鼠色、浅黄張、白張、無印、印入り、紺紙張、紺紙縁付、帽子付、二重張などの種類がある。

○日傘の使用禁止は1778年に始まる。その後、浅黄張、白張、目立つ印入の日傘という条件で許可するようになっている。婦人、隠居（70歳以上）、7歳以下の小児には日傘の使用制限が軽い。

○江戸で流行し、1749年に使用禁止となった紺紙日傘は、1800年頃から松山藩でも流行し、

禁止令が出ている。

○履物には草履、縁付草履、裏付草履、雪踏、下駄、表付下駄、草履付下駄、挽付下駄、指下駄、木履が使われていた。1829年以降に広く使用されるようになっていく。

○町人には縁付草履、表付下駄、指下駄木履、及び、絹はなお・天鷲絨真田・絹織物付の草履・下駄は禁止され、革はなお以下の草履・下駄の使用が許可されている。農民には裏付草履、雪踏、高木履が禁じられ、やむを得ない外出の節には挽付下駄なら見逃すと指示している。

○足袋については、武士に対して、1800年以降、紺足袋の使用を指定している。1816年以後、白足袋も使用されるようになったが草鞋掛けのときは紺足袋を使っていた。

○松山藩諸法令に具体的内容を伴い登場するのは、かぶりものは1683年から、髪かざりは1754年、日傘は1778年、傘・はきものは1829年からである。松山藩において、装身用具類が使用され、社会的意味を持ってきた時期と考えられる。かぶりもの、髪かざりについては、1816年まで武士対象のものである。日傘は初期には全階級を対象としているが、1821年からは町人、農民対象となっている。

○覆面禁止の状況、紺紙日傘禁止の時期等から判断して、装身用具類が松山藩において着装されて、社会的意味を持つに至るには、江戸と約50年の時差が認められる。

以上、諸法令に登場した髪かざり、かぶりもの、傘、はきもの類は江戸時代に著しく発達した装身用具である。松山藩において、一般庶民がこれらの品物を所持し、広く使用するようになったのは1820年以降と考えられる。

草鞋から草履や下駄へ、笠から傘や日傘へと移り変わる時代であり、それらを同時に使用してきた時代である。履き心地やさし心地を同時に経験することによって、人々は心地の良い方を使うようになっていく。髪かざりやかぶりものは結髪の美的効果を高め、装身の変化を楽しませてくれる。社会的には種々な規制を受けながらも、装身を楽しみ、活気のある生活が営まれる時代になっていたといえる。

## 注

- 1) 鮎田崎子 松山藩における衣生活について (第1報) -着用する被服を中心に- 愛媛大学教育学部紀要第I部教育科学第36巻 p. 159~187 (1990)
- 2) 鮎田崎子 松山藩における衣生活について (第2報) -被服繊維、織物を中心に- 愛媛大学教育学部紀要第I部教育科学第37巻 p. 199~215 (1991)
- 3) 影浦勉 松山藩法令集 近藤出版社 (1978)
- 4) 愛媛県史編さん委員会 愛媛県史 (資料編) 近世上 愛媛県 (1984)
- 5) 松山市史料集編集委員会 松山市史料集第三巻近世編2 松山市役所 (1986)
- 6) 松山市史料集編集委員会 松山市史料集第四巻近世編3 松山市役所 (1984)
- 7) 松山市史料集編集委員会 松山市史料集第六巻近世編5 松山市役所 (1985)
- 8) 松山市史料集編集委員会 松山市史料集第七巻近世編6 松山市役所 (1986)
- 9) 前掲書1) p. 164~167
- 10) 大原梨恵子 黒髪 of 文化史 築地書房 p. 68 (1988)
- 11) 前掲書10) p. 136
- 12) 日本風俗史学会 日本風俗史事典 弘文堂 p. 180 (橋本澄子) (1979)
- 13) 前掲書12) p. 210 (橋本澄子)
- 14) 前掲書12) p. 138 (橋本澄子)
- 15) 前掲書12) p. 337~339 (日浅治枝子)
- 16) 角頭巾は金沢康雄著 江戸服飾史 青蛙房 (1962) p. 297より引用, その他の頭巾は被服文化協会編 服



- 装大百科事典上 (1969) p. 497, 498より引用
- 17) 金沢康雄 江戸服飾史 青蛙房 p. 297
  - 18) 西村綾子 江戸時代幕府法における衣服規制の具体的内容－着用する衣服を中心として－ 岡山大学教育学部研究集録 第49号 p. 143 (1978)
  - 19) 20) 前掲書17) p. 318
  - 21) 前掲書17) p. 328
  - 22) 前掲書17) p. 329
  - 23) 今戸榮一 続・江戸町人の生活 日本放送出版協会 p. 162 (1987)
  - 24) 前掲書17) p. 330
  - 25) 近江晴子 庶民芸術の華・手拭 手拭－庶民の芸術 染織と生活社 p. 146 (1989)
  - 26) 前掲書12) p. 98～99
  - 27) 藤岡作太郎 平出鑑二郎 日本風俗史(全下編) p. 136～137の間の図より引用 東陽堂 (1895) (覆刻 日本図書センター 1983)
  - 28) 前掲書23) p. 159
  - 29) 前掲書12) p. 99 (宮本瑞夫)
  - 30) 被服文化協会 服装大百科事典上 p. 130 (鷹司綸子) 文化服装学院出版局 (1969)
  - 31) 前掲書18) p. 144
  - 32) 33) 35) 宮本馨太郎 かぶりもの・きもの・はきもの p. 180, 179, 181 岩崎美術社 (1968)
  - 34) 前掲書27) より引用
  - 36) 新村出 広辞苑 p. 2007 岩崎書店 (1955)
  - 37) 38) 前掲書17) p. 287, p. 288